

質問に対する回答

<p>案件名称</p>	<p>長大橋等の点検マニュアル（案）更新検討業務委託</p>	
<p>番号</p>	<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>1</p>	<p>橋梁補修設計業務において、損傷部を診断し、補修工法選定を行った場合は、規定業務2における「橋梁診断業務」として認められますか。</p>	<p>橋長 100m 以上の橋梁補修設計業務に併せて健全性の診断を行った場合に「橋梁診断業務」として認めます。</p>
<p>2</p>	<p>橋梁点検業務において、損傷区分と健全性を診断し、点検調書作成を行った場合は、規定業務2における「橋梁診断業務」として認められますか。</p>	<p>橋長 100m 以上の橋梁点検業務の結果を基に対策区分判定及び健全性の診断を行った場合に「橋梁診断業務」として認めます。</p>